

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事 業 名 精神医療提供体制整備事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail : c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 1,379 千円 (前年度予算額： 1,559 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,559	0	0	0	0	0	1,559	0	0
要求額	1,379	0	0	0	0	0	1,379	0	0
決定額	1,379	0	0	0	0	0	1,379	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

精神保健福祉法に基づき警察官等からの通報を受理した場合は、必要に応じて県が指定した精神保健指定医が措置診察を実施することとなっているが、精神保健指定医の不足や地域偏在を背景として、365日24時間体制で緊急的な対応を求められる中で精神保健指定医を確保することは非常に困難であるとともに、対応の遅れは被通報者の人権確保や適切な医療提供の観点から問題である。

このため、あらかじめ迅速かつ適切に精神保健指定医を確保する体制整備が求められている。

(2) 事業内容

あらかじめ精神保健指定医の確保が困難な連休等に対応できる精神保健指定医を決めておくことで、緊急時において不足する精神保健指定医を安定的に確保する。

(3) 県負担・補助率の考え方
国2／3 県1／3 (地域医療介護総合確保基金)

(4) 類似事業の有無
無し

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,379	事業実施に係る業務委託
合計	1,379	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第8期岐阜県保健医療計画

(2) 事業主体及びその妥当性

精神保健福祉法において、措置入院業務は都道府県等が行うこととなっているとともに、精神科救急医療の提供体制に係る広域的な取組が求められるため、県による実施が妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

迅速かつ適切に精神保健指定医を確保することで、対象者の権利擁護や適切な医療提供体制の充実を図る。

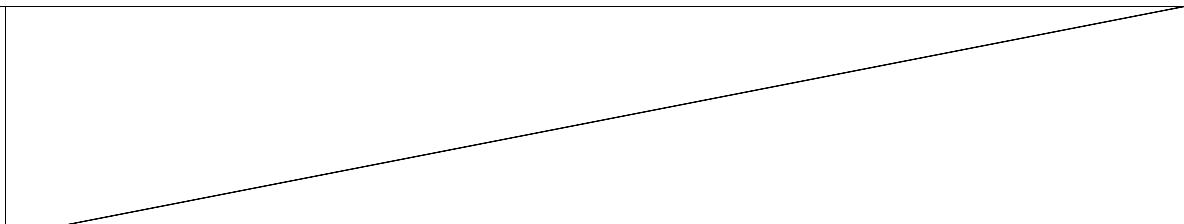
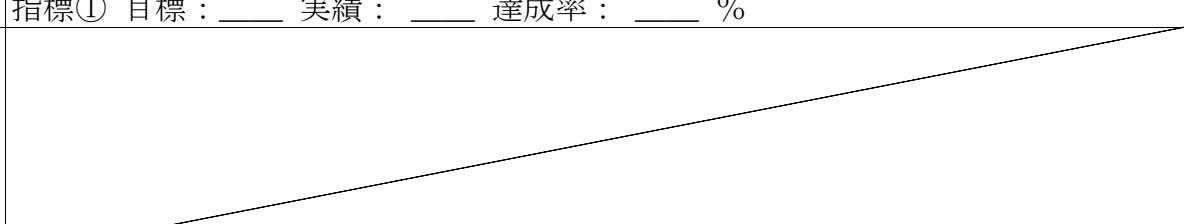
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R5)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R11)	達成率
休日等における指定医 確保人数（延べ）	0人	72人	76人	60人	56人	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（記入欄）

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和5年度	
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %
令和6年度	精神保健指定医の確保が困難な連休においても安定的に措置診察を実施するため、あらかじめ精神保健指定医を確保した。
	指標① 目標：72名 実績： 72名 達成率： 100 %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	精神保健指定医が不足する中で、安定的に連休においても措置診察を実施する必要があり、精神保健指定医の確保を目的とした本事業の必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	連休中の精神保健指定医の確保に繋がっている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	県内を2ブロックに分けることで、効率的かつ措置診察に必要な精神保健指定医を確保できている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

精神保健指定医の不足や地域偏在を背景として、精神保健指定の確保は困難さを増している。引き続き、精神保健指定医が勤務している精神科病院等と調整を行い、精神保健指定医の確保を目指す。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

夜間及び休日に緊急的な医療を必要とする精神障がい者に対して、適切な医療サービスを提供していくことは必要不可欠であり、広域的な調整必要であるため、今後も引き続き事業を継続していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	